

市第81号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

<改正理由及び概要>

本年 10 月 16 日、本市人事委員会から、本市職員給与と民間給与との較差 257 円 (0.07%) を埋めるため、初任給、若年層及び特定任期付職員の給料月額を引き上げるよう勧告を受けました。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、本市職員の給料表を改定するため、次のとおり提案します。

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正〔第 1 条〕

行政職員給料表等の 5 つの給料表について、公民較差を踏まえ、給料月額を上げます。
(大学卒初任給は 2,000 円、高校卒及び短大卒初任給は 3,000 円引上げ、その他、若年層について所要の引上げ)

2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正〔第 2 条〕

特定任期付職員の給料表について、1 号給を 1,000 円上げます。

3 施行期日〔附則第 1 項及び第 2 項〕

公布の日 (適用は平成 31 年 4 月 1 日)